平成26年10月10日号(第142回)

阿俊溜遞信

公立阿伎留医療センターは、医の心を重んじ、患者の生命と健康と生活の質を考える良質の医療を実践し、地域医療の最適化に努力します。

—「インフルエンザ予防接種について」

ようやく過ごしやすい季節となりましたが、そろそろインフルエンザの予防接種の季節です。予防接種は世界的にも認められている最も有効な予防法です。我が国においても高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が 十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエ ンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。接種により感染が予防できますし、 もし感染したとしても症状が軽く済みます。ですから高齢者の方や糖尿病患者の方等、免疫力の低下して いる方、慢性的な呼吸器疾患、循環器疾患の患者さんは積極的に予防注射をされることをお勧めします。 特に肺気腫や気管支ぜんそく等、慢性呼吸器疾患の方はインフルエンザにより元々の病気が急激に悪化す ることがありますので予防接種が重要です。

《当医療センターにおけるインフルエンザ予防接種について》

当医療センターではインフルエンザ予防接種をご希望の方に接種を行います。 かかりつけの方は担当医にご相談下さい。初診の方も平日の診療受付時間に 直接ご来院いただくか、又は電話で予約も可能です。

小児科につきましては予約制で実施しております。

1. 高齢者の方

- (1)予防接種対象者
 - ① 入院患者さん及び通院患者さん
 - ② 予防接種の規定により満 65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害(身体障害者手帳 1 級相当)を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害(身体障害者手帳の1級相当)を有する方
 - ③ 西多摩地区内(青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村)に住民 登録がありインフルエンザの予防接種を希望する方

(2)接種期間と接種回数

- ① 期間 平成 26 年 10 月 15 日(水)~平成 27 年 1 月 30 日(金)まで(ただし、ワクチン入荷終了まで)
- ② 回数 1人1回限り(0.5mlを皮下に注射)

(3)申し込み方法

- ① かかりつけの方は受診時に担当医にご相談ください。
- ② 初診の方は診療受付時間に直接ご来院いただくか、又は電話で予約も可能です。電話予約の場合

は接種曜日、時間に制限があります。

(4)接種料

- ① 個人負担2,200円(2,543 円公費負担)
- ② 生活保護受給証明書を提出された方は、個人負担はありません。

2. 小児の方

- (1)予防接種対象者
 - ① 小児科の入院患者さん、通院患者さん及び初診の患者さん
 - ② 中学生以下の方
- (2)接種期間と接種回数
 - ① 期間 平成 26 年 10 月 20 日(月)から月・水・木の午後に実施
 - ② 回数 6ヶ月以上3歳未満 0.25ml 2回、3歳以上13歳未満 0.5ml 2回(2~4週間隔) 13歳以上 0.5ml 1回
- (3)申し込み方法
 - ① 予約制で実施
 - ② 平日の月から金曜日の午後3時から午後5時までに電話予約
- (4)接種料
 - 0. 25ml 1回 2, 370円 (2回 4, 740円)
 - 0.5ml 1回 4,740円 (2回 9,480円)
- 3. 上記1. 2以外の方
 - (1)予防接種対象者 インフルエンザの予防接種を希望する方
 - (2)接種期間と接種回数
 - ① 期間 平成 26 年 10 月 15 日(水)~
 - ② 回数 1人1回 (0.5mlを皮下に注射)
 - (3)申し込み方法
 - (1) かかりつけの方は受診時に担当医にご相談ください。
 - ② 初診の方は診療受付時間に直接ご来院いただくか、又は電話で予約も可能です。 電話予約の場合は接種曜日、時間に制限があります。
 - (4)接種料 4,740円

4. 予防接種を受けることが適当でない方

- ① 接種当日、明らかな発熱を呈している方(37.5 度以上の場合)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④ インフルエンザ予防接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- ⑤ 直近の予防接種が生ワクチンであった場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活性ワクチン又はトキソイドの場合には6日以上の間隔を置いていない方
- ⑥ その他、医師が予防接種を行なうことが不適当な状態と判断した方
- なお、詳細につきましては総合案内、各外来ブロック受付にお問い合わせください。

「インフルエンザ予防接種について」は、医事課 高木が担当いたしました。

公立阿伎留医療センター 患者サービス改善委員会 発刊

阿伎留通信については、第1回から最新号まで、公立阿伎留医療センターのホームページで御覧になることができます。ホームページアドレス(http://www.akiru-med.jp)



